

総合事業への移行について

～要支援認定を受けている方へ～

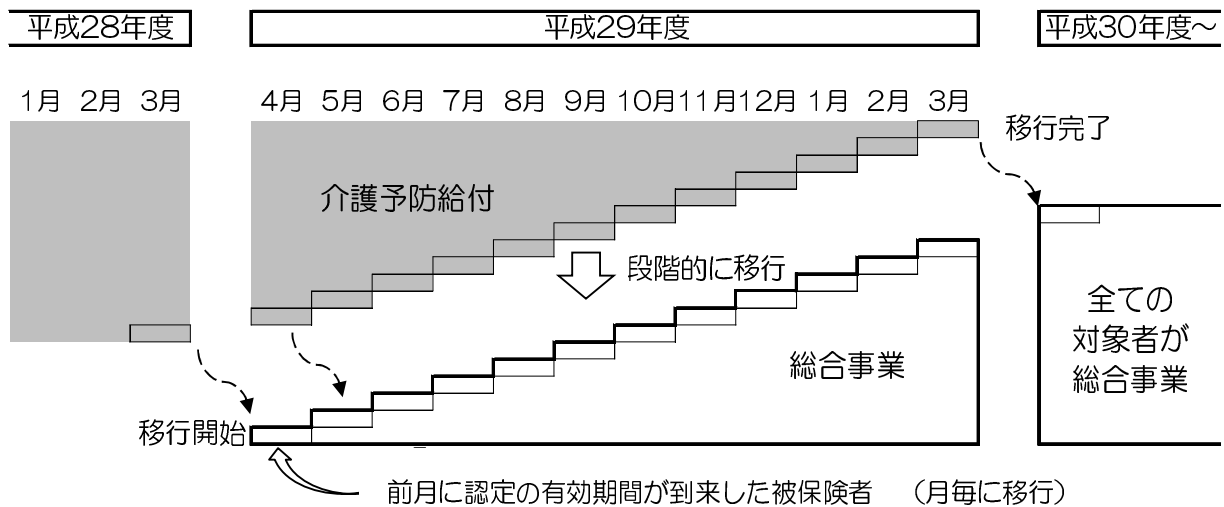
平成29年4月より、介護保険における要支援1・2の方へのサービスのうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として市町村が実施することになります。

要支援認定を受けている方における移行のスケジュールや必要な手続き等について、以下のとおりご案内します。

①要支援認定者の移行

- 平成29年3月までに要支援認定を受けている方は、原則として認定の有効期間が満了し、平成29年4月以降に再度認定を受けた方から総合事業に移行します。

【移行のイメージ】



②サービス利用者の手続き等

- 介護保険におけるサービスを利用している方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターと介護予防サービス計画の作成に関する介護予防支援契約を締結しています。総合事業への移行にあたって、当該契約書の変更が必要になる場合があります。
- 介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している方は、サービス事業所との利用契約について、契約書の変更が必要になります。
- 総合事業では、訪問サービスについては1回あたりの利用区分、通所サービスについては要支援2の方が週1回利用する区分といった新しい区分を選択することが可能になります。

契約書の変更や利用区分の変更等については、ご利用の地域包括支援センター又はサービス事業所にご相談ください。